

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 出納員の指定【会計室】 360

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【契約室契約課】 361
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局学務部学事課】 362
- 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業における仮換地の使用収益開始日の通知の書類の送付に代える公告【建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所】 365
- 土地区画整理法による書類の送付に代わる公告の掲示場所【建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所】 367
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 368

北九州市告示第43号

次の表の第1欄に掲げる日から、同表の第2欄に掲げる職にある出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第7条の2第1項の規定により、当該事故のある期間、同表の第3欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第4欄に掲げる事務を委任させた。

平成25年2月21日

北九州市長 北橋健治

平成25年2月4日	建設局公園緑地部公園管理課長	建設局公園緑地部公園管理課企画係長	会計管理者の命を受けてつかさどる当該課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務
-----------	----------------	-------------------	--

北九州市公告第122号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
児童生徒用机及び椅子 一式（机 2,899台及び椅子 2,820脚）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市契約室契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年2月1日
- 4 落札者の名称及び住所  
有限会社富士事務機  
北九州市小倉北区若富士町1番10号
- 5 落札金額  
1,370万662円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成25年1月7日
- 8 落札方式  
最低価格による。

## 北九州市公告第123号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月21日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 特定役務の名称及び数量

平成25年度学校コンピュータ借入及び保守 一式

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成25年9月1日から平成31年8月31日まで

#### (4) 履行場所 市長が指定する場所

#### (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成25年3月14日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市教育委員会事務局学務部学事課
  - イ 日時 公告の日から平成25年3月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所庁舎5階 503会議室
  - イ 日時 平成25年3月21日午前10時
- (4) 競争参加資格の確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成25年3月14日までに競争参加資格の確認申請書を、北九州市教育委員会事務局学務部学事課に提出しなければならない。
- (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成25年4月12日午後5時までに必着のこと。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所庁舎西棟地下2階 第二入札室
  - イ 日時 平成25年4月15日午後2時

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
  - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
  - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学務部学事課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2378

## 6 Summary

- (1) Product and Quantity  
Renting and maintaining computers for municipal schools
- (2) Deadline of Tender (by hand)  
2:00p.m April 15, 2013
- (3) Deadline of Tender (by mail)  
5:00p.m April 12, 2013
- (4) For further information, please contact :School Services and Financial Assistance Division, School Management Department, Board of Education, City of Kitakyushu

北九州市公告第124号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第2項の規定による北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業における仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により当該通知の書類の送付に代えてその内容を別表のとおり公告する。

平成25年2月21日

北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業

施行者 北九州市

代表者 北九州市長 北 橋 健 治

別表

使用収益開始指定番号	平成25年1月28日付北九学開第338号 指定番号090483
通知を受けるべき者の 住所氏名	北九州市八幡西区大字本城3880番地 白橋傳藏
持分	41分の1
使用収益開始対象仮換 地指定通知の番号	平成17年8月3日付北九学開第42号 指定番号050073
従前の宅地	北九州市八幡西区大字本城3275番3
従前の宅地の登記地目	山林
従前の宅地の登記地積	119㎡
従前の宅地の実測地積	119.44㎡
仮換地の街区符号	22街区5
仮換地の地積	91.38㎡
仮換地について使用又 は収益を開始すること ができる日	平成25年2月1日
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に北九州市（訴訟において北九州市を代表するものは、北九州市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴</p>	

えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に北九州市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。



北九州市公告第125号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第1項の規定による下記の者に対する書類の送付に代わる公告の内容は、北九州市若松区塩屋三丁目13番16号（塩屋公民館）にある掲示板に掲示されている。

平成25年2月21日

北九州市長 北 橋 健 治

記

北九州市八幡西区大字本城3880番地 白橋傳藏

北九州市公告第126号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年2月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
高見ショッピングセンター  
北九州市八幡東区高見二丁目7番6号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社スピナ  
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号  
代表取締役社長 小田孝幸  
北九州市住宅供給公社  
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号4階  
理事長 渡辺公雄
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - ア 変更前  
九州フジパンストアー株式会社 午前10時
    - イ 変更後  
九州フジパンストアー株式会社 午前8時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前  
午前10時から午後10時まで
    - イ 変更後  
午前7時30分から午後10時まで
- 4 変更する年月日  
平成25年2月22日
- 5 変更する理由  
営業政策上の理由のため

6 届出年月日

平成25年2月13日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号  
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号  
北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成25年2月21日から同年6月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年6月20日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見